

平成24年2月2日

金融機能強化法による資本支援の受入れについて

石巻信用金庫
理事長 高橋賢志

当金庫は、昭和3年の設立以来、「中小企業者並びに勤労者の専門金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め円滑なる金融を通じて、地域経済の育成振興と生活の安定向上に貢献する。」ことを基本方針に事業活動を展開してまいりました。また、地域社会との共存共栄および豊かさへの貢献を経営理念に掲げ、地域社会の一員としての役割を自覚し、健全経営に努めてきたところであります。

こうしたなか、平成23年3月11日に宮城県牡鹿半島の東南東沖を震源域とする、マグニチュード9.0の国内観測史上最大となる巨大地震が発生し、それに伴う大津波が太平洋沿岸地域を襲い、当金庫の主な営業地域である石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町にも未曾有の被害をもたらし、当金庫のお客様にも甚大な被害が生じております。

このような事態を受け、当金庫は、被災したお客様の事業再建や生活基盤の立直しのため、金融支援による下支えを続ける必要があると同時に、復興に向けた資金需要にも積極的に応えしていくことが、地域金融機関としての責務であると強く認識しております。

当金庫は、地域復興といった重要な使命をいかに果たしていくため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、180億円の資本支援を受けることとなりました。

資本支援により、当金庫は財務基盤の充実強化を図るとともに、地域の再生に向け、万全な態勢のもと、地域の復興並びに地域経済の活性化に全力で取り組む所存であります。

以上

